

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
○ 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部解除 ○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 ○ 鳥獣保護区の存続期間の更新 ○ 鳥獣保護区の名称及び区域の表示の変更並びに存続期間の更新 ○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定 ○ 鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新 ○ 特定猟具使用禁止区域の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	【規則】 生活衛生課 〃 環境管理課 〃 自然環境課 〃 〃 〃 〃 健康推進課	担当課（室）	〃	に係る事項の変更 保安林の指定の解除 〃 〃 道路の区域変更 道路の供用開始 〃 国土調査の成果の認証 【公告】 訪問販売に関する業務の停止 不適正な取引行為の内容等の公表 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 農用地利用配分計画の認可 落札者等の決定 〃 〃 【公安委員会】 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 〃	治山課 〃 道路整備課 〃 中山間・地域振興課 くらし安全安心課 〃 経営支援課 農村振興課 警察本部会計課 〃 〃 生活安全企画課 〃

◎岡山県規則第六十号

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則

岡山県ふぐ調理等規制条例施行規則（昭和四十九年岡山県規則第六十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（食用のふぐ等）

第二条 条例第二条第一号の規則で定めるふぐは、別表の上欄に掲げる種類のふぐとする。

2 条例第二条第二号の規則で定める部位は、次に掲げる部位とする。

一 卵巣及び肝臓

二 別表の上欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部位以外の部位（前号に掲げるものを除く。）

（販売等を行うことができる場合）

第三条 条例第三条第一項ただし書の規則で定める場合は、食用のふぐの処理が行われていない食用のふぐをその性質及び形状を変更しないで、卸売業者（他の者から食用のふぐの処理が行われていない食用のふぐを販売され、又は授与され、その性質及び形状を変更しないで、ふぐ処理業者（条例附則第八項の規定により従前の例によりふぐ処理業を営むことができる者を含む。）又は卸売業者に販売することを業とする者をいう。）に販売し、又は授与する場合とする。

（試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者）

第四条 条例第四条第二項第二号の規則で定める者は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県の知事が実施する食用のふぐの処理に関する試験に合格し、当該知事から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者とする。

(免許の申請)

第五条 条例第四条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十条の合格証の写し(条例第四条第二項第二号に該当する者にあつては、前条の免許を受けていることを証する書類)

二 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第五条第三項の調理師免許証(第八条第一号において「調理師免許証」という。)の写し

2 条例第四条第三項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調理師法第五条第一項の規定による登録を受けた都道府県名並びに同項の調理師名簿の登録の年月日及び登録番号

二 第十条の合格証の交付の年月日及び交付番号(条例第四条第二項第二号に該当する者にあつては、前条の免許を受けた都府県名その他当該免許を特定することができ事項)

三 その他知事が必要と認める事項

(欠格事由に準ずる事由)

第六条 条例第四条第五項第四号の同項第二号又は第三号に規定する事由に準ずる事由は、次に掲げる事由とする。

一 第四条の免許又は第九条第二号の資格を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しないこと。

二 他の都道府県の食用のふぐの処理に関する条例又は当該条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないこと。

(試験科目)

第七条 試験は、学科試験及び実技試験により行う。

2 学科試験は、次に掲げる科目について行う。

一 条例及びこの規則に関すること。

二 ふぐに関する一般知識

三 食品衛生に関する一般知識

3 実技試験は、次に掲げる科目について行う。

一 ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

二 食用のふぐの処理の技術

(受験手続)

第八条 試験を受けようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 調理師免許証の写し

二 条例第五条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三 写真（出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限る。）

四 その他知事が必要と認める書類

（条例第五条第二項第一号に掲げる者と同等以上の経験を有する者）

第九条 条例第五条第二項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第四条の免許を受けている者又は当該者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

二 第四条の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）

第五条第一項の政令で定める市の長が実施する食用のふぐの処理に関する講習を修了し、当該知事又は市長から与えられた食用のふぐの処理に関する資格を有する者であって、業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上であるもの

(合格証の交付)

第十条 知事は、試験に合格した者に対して、交付の年月日、交付番号その他知事が必要と認める事項を記載した合格証を交付するものとする。

(免許証の記載事項)

第十一条 条例第六条第一項の規則で定める事項は、免許の年月日及び免許番号とする。

(免許証の書換え交付の申請等)

第十二条 条例第六条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請をしようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 免許証

二 変更の事実を証する書類

2 条例第六条第三項の規定による免許証の再交付の申請をしようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第六条第四項若しくは第五項又は第八条第三項の規定により免許証を返納しようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した届出書に免許証を添えて知事に提出しなければならない。

(ふぐ処理師の遵守事項)

第十三条 条例第七条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 食用のふぐを凍結する場合は、急速に凍結する方法により行うこと。
- 二 食用のふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行うとともに、解凍後は直ちに食用のふぐの処理を行い、再び凍結しないこと。

(登録の申請書に添付する書類等)

第十四条 条例第九条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 専任のふぐ処理師の免許証の写し
- 二 その他知事が必要と認める書類

2 条例第九条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けている、又は受けようとしている旨及び当該許可に係る営業の種類(当該許可を要しない営業にあつては、その旨)

- 二 専任のふぐ処理師の免許の年月日及び免許番号

(施設の基準)

第十五条 条例第九条第三項第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 食用のふぐの処理の際に使用した器具を流水で洗浄するための設備が十分な大きさを有すること。

- 二 水道水(食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号)別表第一の第一の四の1に規定する水道水をいう。)又は飲用適の水(同条例別表第三の第一の三の2に規定する飲用適の水をいう。)を十分に供給することができる設備があること。

- 三 食用のふぐの処理の際に使用するための専用のまな板、包丁等の器具及び条例第七条第一項第三号の専用の容器を備えていること。

(登録証の書換え交付の申請等)

第十六条 第十二条の規定は、登録証について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十一条第三項において準用する条例」と、

同条第三項中「第六条第四項若しくは第五項又は第八条第三項」とあるのは「第十一条第三項において準用する条例第六条第四項又は条例第十五条第二項」と読み替えるものとする。

（休止の届出等）

第十七条 条例第十三条第一項又は第三項の規定によるふぐ処理施設の休止、廃止又は再開の届出若しくは条例第十六条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第十八条 条例第十七条第二項に規定する食品衛生監視員の身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府令・厚生労働省令第七号）第三条第二項に規定する証票とする。

（その他）

第十九条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第二項の場合において、この規則による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十条から第十三条まで及び様式第七号の規定は、なおその効力を有する。

3 条例附則第四項の規定によりふぐ処理師とみなされる旧登録者に係る第十四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「免許証」とあるのは「条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号。次項第二号において「旧条例」という。）第七条の登録済証」と、同条第二項第二号中「免許の年月日及び免許番号」とあるのは「旧条例第七条の規定による登録の年月日及び同条のふぐ調理者名簿の登録番号」とする。

4 条例附則第五項の規則で定める事項は、認定の年月日及び認定番号とする。

5 条例附則第五項の規定によりふぐ処理師とみなされる者に係る第十二条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「免許証」とあるのは「認定証」と、同

条第二項第二号中「免許の年月日及び免許番号」とあるのは「認定の年月日及び認定番号」とする。

6 条例附則第八項の場合において、旧規則第三条第三項及び第五条並びに様式第二号及び様式第四号の規定は、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

ふぐの種類	食用に供することができる部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巢
まふぐ	筋肉及び精巢
めふぐ	筋肉及び精巢
あかめふぐ	筋肉及び精巢
とらふぐ	筋肉、皮及び精巢
からす	筋肉、皮及び精巢

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

備考

一 この表は、日本の沿岸の海域並びに日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲

しまふぐ	筋肉、皮及び精巢
ごまふぐ	筋肉及び精巢
かなふぐ	筋肉、皮及び精巢
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巢
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ひとづらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巢
はこふぐ	筋肉及び精巢
なしふぐ（有明海、橘湾並びに岡山県及び香川県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県知事が定める方法により処理されたものの精巢

されるふぐに適用する。

二 この表の上欄に掲げるふぐの種類のうち二種類の食用のふぐの交雑によって生じたものにあつては、この表の下欄に掲げる食用に供することができる部位のうち当該二種類の食用のふぐに共通するものを当該交雑によって生じたものの食用に供することができる部位とする。

三 「筋肉」には骨を、「皮」にはひれを含む。

四 「精巢」には、卵巣及び精巢の双方を有する食用のふぐの精巢を含まない。

五 「有明海」とは、漁業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十号）第一条の規定による改正前の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九條第四項に規定する海面のうち、長崎県と佐賀県との境界線が当該海面が接する海岸線と交わる点から熊本県と福岡県との境界線が海岸線と交わる点に至る直線より南側の海面をいう。

六 「橘湾」とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

七 「岡山県及び香川県の瀬戸内海域」とは、愛媛県仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県との境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、岡山県及び香川県の漁業者が操業することができる海面をいう。

◎岡山県規則第六十一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十の項を削り、同表の三十一の項中「三十一の項」を「三十の項」に改め、同項を同表の三十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十一 特例条例別表第二の三十一の項に規定する岡山県ふぐ処理等規制条例(平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	イ 条例第四条第一項の規定によるふぐ処理師の免許の申請の受理 ロ 条例第六条第一項の規定によるふぐ処理師免許証の交付 ハ 条例第六条第二項(条例附則第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によるふぐ処理師免許証及び認定証の書換え交付の申請の受理並びに書き換えた当該免許証及び認定証の交付 ニ 条例第六条第三項(条例附則第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によるふぐ処理師免許証及び認定証の再交付の申請の受理並びに当該免許証及び認定証の再交
--	--

第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるふぐ処理
師免許証及び認定証の返納

ホ 条例附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる条例による
改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号）第
九条の規定による死亡又は失そうの届出

ヘ 規則第八条の規定による受験願書の提出

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に基づき、平成二十六年岡山県告示第七十二号により指定した区域（以下「要措置区域」という。）の一部について指定を解除する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定を一部解除する区域

赤磐市上仁保字大坂九〇八番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 備考

指定を一部解除する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳を岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供することによってこれに代える。

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第三項の規定により、同法第六条第一項に規定する区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、要措置区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 要措置区域として指定する区域

赤磐市上仁保字大坂九〇八番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

規則別表第五の二の項の中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

四 備考

1 指定する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十七年十月七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十七年岡山県告示第六百一号（鳥獣保護区の指定）、同年岡山県告示第六百二号（鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新）、同年岡山県告示第六百三号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更）及び同年岡山県告示第六百四号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

- 1 高梁美しい森鳥獣保護区
- 2 大佐山鳥獣保護区
- 3 黒沢山鳥獣保護区
- 4 塩手池鳥獣保護区
- 5 奥津鳥獣保護区
- 6 恩原湖鳥獣保護区

二 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、関係県民局農林水産事業部森林企画課、備中県民局農林水産事業部高梁地域森林課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十七年岡山県告示第六百四号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した林業試験場鳥獣保護区について次のとおり名称及び区域の表示を変更するとともに、存続期間を更新した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

森林研究所鳥獣保護区

二 区域

勝田郡勝央町植月中地内において、町道出雲岬本線一号と主要地方道勝央勝北線との交点を起点として、同主要地方道を南進して町道堀広線に至り、同町道を北東進して町道植月中央線に至り、同町道を南進して一般県道豊久田平線に至り、同一般県道を南西進して町道大沢線に至り、同町道を北西進して町道大砂池線に至り、同町道を北進して町道山ガ端線に至り、同町道を北進して国道四二九号線に至り、同国道を東進して町道出雲岬本線一号に至り、同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、国立研究開発法人森林研究所林木育種センター関西育種場敷地を除く。）

二 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

奥津鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

苫田郡鏡野町奥津地内の奥津鳥獣保護区内において、吉井川森林計画区旧苫田郡奥津町の一四二林班及び一四三林班の区域

三 面積

七〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十七年岡山県告示第六百三号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）及び同年岡山県告示第六百四号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり区域の表示を変更するとともに存続期間を更新した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

三谷山鳥獣保護区

二 区域

岡山市東区瀬戸町宗堂地内において、市道瀬戸町宗堂坂根一号線と山陽本線との交点を起点として、同本線を東進して一般県道万富吉井線に至り、同一般県道を南進して市道瀬戸町肩脊大内一号線に至り、同市道を西進して一般県道一日市瀬戸線に至り、同一般県道を西進して市道瀬戸町江尻坂根一号線に至り、同市道を北進して市道瀬戸町宗堂坂根一号線に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

大平山鳥獣保護区

二 区域

瀬戸内市邑久町虫明地内において、市道瀬戸釜谷三号線と市道瀬戸六号線との交点を起点として、同市道を北進して一般県道大平山坂田線に至り、同一般県道を北進して備前市との境界に至り、同境界を北東進して高目鼻に至り、海岸線を南進して市道瀬戸釜谷三号線に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

種松山鳥獣保護区

二 区域

倉敷市粒江地内において、市道古新田粒江線と市道粒江福江線との交点を起点として、同市道を南進して主要地方道玉野福田線に至り、同主要地方道を南西進して一般県道倉敷西環状線に至り、同一般県道を北進して市道一文字樋の輪線に至り、同市道を北進して市道広江七八号線に至り、同市道を東進して市道福田町古新田七〇号線に至り、同市道を北進して市道種松山湾戸線に至り、同市道を東進して倉敷中央公園墓地幹線道路に至り、同幹線道路を南東進して市道広江種松山線に至り、同市道を北東進して市道古新田粒江線に至り、同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

鷺羽山鳥獣保護区

二 区域

倉敷市児島阿津地内において、市道阿津赤崎線と主要地方道岡山児島線との交点を起点として、同主要地方道を南進して海岸線（満潮時海面を除く。）に至り、同海岸

線を南東進し久須美鼻、燈籠崎を經由して市道児島通生一六一号線に至り、同市道を東進して市道下津井通生線に至り、同市道を東進して市道菰池高室線に至り、同市道を東進して主要地方道岡山児島線に至り、同主要地方道を南西進して市道菰池七四号線に至り、同市道を北東進して国道四三〇号線に至り、同国道を東進して市道扇の嶮線に至り、同市道を南進して市道阿津赤崎線に至り、同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

高清水高原鳥獣保護区

二 区域

苫田郡鏡野町人形峠地内において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのセンター地内専用道路と鳥取県との県境との交点を起点として、同県境を北東進して国有林と中国企業株式会社造林地との境界に至り、同境界を尾根沿いに南進して国有林林道池川山線に至り、同林道を南進して国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのセンター地内専用道路に至り、同専用道路を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 名称

北浦特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市南区飽浦地内において、主要地方道岡山玉野線児島湾大橋南詰を起点として、同主要地方道を南西進して市道郡一号線に至り、同市道を北進して児島湖締切堤防に至り、同堤防を北西進して市道福浜町築港栄町線に至り、同市道を北西進して市道築港元町築港栄町線に至り、同市道を東進して主要地方道岡山玉野線に至り、同主要地方道を東進して主要地方道岡山港線に至り、同主要地方道を南進して岡山港臨港道路福島臨港一号線に至り、同道路を南進して港橋に至り、同橋から八軒川を南進して立川一号水門に至り、同水門右側の特定猟具使用禁止区域制札から海上を南東進して同市南区北浦地内の植田造船所北側の特定猟具使用禁止区域制札に至り、同制札から海岸を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

三四〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

神郷高瀬特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

新見市神郷高瀬地内において、鳥取県との県境と市道野原線の交点を起点として、同市道を南進して主要地方道新見多里線に至り、同主要地方道を西進して市道仲村飛時原線に至り、同市道を北進して鳥取県との県境に至り、同県境界を北東進して起点

に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

四五〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

柵原エイコンパーク特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久米郡美咲町羽仁地内において、町道百々羽仁線と主要地方道勝央仁堀中線の交点を起点として、同主要地方道を南西進して吉井川森林計画区旧久米郡柵原町六二林班のイ小班とハ小班の境界の特定猟具使用禁止区域制札に至り、同制札から同境界を北進して同林班ロ小班とハ小班の境界に至り、同境界を北進して同森林計画区同町四六林班のハ小班とニ小班の境界に至り、同境界を北進して町道百々羽仁線に至り、同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

八五ヘクタール

四 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

蒜山高原特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

真庭市蒜山上長田地内において、国道三二三号線と国道四八二号線の交点を起点として、国道四八二号線を西進して旧真庭郡八束村と旧真庭郡川上村の境界に至り、同境界を北進して蒜山国立公園鳥獣保護区境界に至り、同境界を東進して国道三二三号

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

線に至り、同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

二、一七六ヘクタール

四 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎岡山県告示第五百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社コトウラ薬局沖熊店	医療機関の名称	有限会社コトウラ薬局沖熊店	コトウラ薬局	平成二十七年九月一日

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇の四七

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

新見市大佐大井野字硯ヶ仙三五一〇の四一

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大佐日野線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番二 八地先から 新見市大佐大井野字道仙後一八二五番一 三地先まで	新	四・八 二七・〇	六四三・〇
新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番二 八地先から 新見市大佐大井野字道仙後一八二五番一 三地先まで	旧	四・〇 二五・五	六四三・〇

◎岡山県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	大佐日野線	新見市大佐大井野字アソヲ三五〇八番二八地先から 新見市大佐大井野字道仙後一八二五番一三地先まで	平成二十七年十月三十日

〔四三〇〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
平成二十四年八月 ） 平成二十七年七月	調査を行った期間
新見市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
哲西町畑木の 一部	調査を行った地域
平成二十七年十月二十 日	認証年月日

〔四三二〕特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）
第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の停止を命じた。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原本 隆 太

一 処分をした日

平成二十七年十月一日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社LEVEL FIVE

主たる営業所の所在地 岡山県岡山市北区東古松五―一―二グラウンド・ステータス

・ティエラ一階

代表者の氏名 土岩 政史

三 処分の内容

法第八条第一項の規定による業務の停止

1 停止を命ずる業務の内容

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

2 期間

平成二十七年十月二日から平成二十八年七月一日までの九月間

四 処分の原因となった事実

株式会社LEVEL FIVE（以下「同社」という。）は、次のとおり法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

1 勧誘目的の不明示（法第三条）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売の勧誘に先立って、消費者に対し、役務提供事業者の名称及び役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。

2 再勧誘（法第三条の二第二項）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売に係る役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、継続して勧誘を行った。

3 書面記載不備（法第五条第一項）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約を締結したとき、契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付しなかった。

4 不実告知（法第六条第一項第六号）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘をする際に、排水が漏れている等当該契約の締結を必要とする事情について不実のことを消費者に告げた。

5 重要事項不告知（法第六条第二項）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘をする際に、当該契約の申込みの撤回又は解除に関する事項について消費者に故意に事実を告げなかった。

〔四三二〕岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号。以下「条例」という。）第十九条第一項の規定により、次のとおり不適正な取引行為の内容等を公表する。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 不適正な取引行為を行った者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社LEVEL FIVE

主たる営業所の所在地 岡山県岡山市北区東古松五―一―二グランド・ステータス

・ティエラ一階

代表者の氏名 土岩 政史

二 不適正な取引行為の内容

株式会社LEVEL FIVE（以下「同社」という。）は、次のとおり条例に違反する行為を行っているものと認められた。

1 販売意図不明示（条例第十六条第一号及び岡山県消費生活条例施行規則（平成十七年岡山県規則第三十三号。以下「規則」という。）別表の一の項①）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘する際に、消費者に対し販売の意図を明らかにしなかった。

2 取引に関する重要情報の不告知（条例第十六条第一号及び規則別表の一の項②）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約を締結したとき、契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付せず、当該契約の申込みの撤回又は解除に関する事項について消費者に告知しなかった。

3 不実告知（条例第十六条第一号及び規則別表の一の項③）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘する際に、排水が漏れている等の事実と異なることを消費者に告げた。

4 氏名等不実告知（条例第十六条第一号及び規則別表の一の項⑦）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘する際に、架空の会社の名称及び所在地を消費者に告げた。

5 再勧誘（条例第十六条第二号及び規則別表の二の項②）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売に係る役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、勧誘を継続した。

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

〔四三三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ備前店

所在地 備前市西片上字北一二七八番三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

代表者の氏名 代表取締役 山田 政雄

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

（変更後）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 ゴダイ株式会社

住所 兵庫県姫路市駅前町二六八番地

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之
(変更後)

名称 株式会社セリア

住所 岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地

代表者の氏名 代表取締役 河合 映治

4 変更年月日

平成二十五年三月一日ほか

二 届出年月日

平成二十七年十月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年十月三十日から平成二十八年三月一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四三四〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所		
吉田 幸夫	倉敷市茶屋町九八四	倉敷市茶屋町字菖蒲川内九三六―一他一筆	
おおど農事組 合法人	一 笠岡市東大戸一四〇三一	笠岡市東大戸字助実二一八―一他十五筆	
菊井 正光	久米郡美咲町羽仁五九五	久米郡美咲町百々字曾根田八七〇―一他二筆	

二 認可年月日

平成二十七年十月二十六日

三 申請年月日

平成二十七年九月二十四日

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

〔四三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 購入等件名及び予定数量

岡山県運転免許センターで使用する電気

予定使用電力量 一、四八二、〇三六キロワット時（一年間）

二 納入期間

平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山市北区御津中山四四番地三

四 落札者を決定した日

平成二十七年八月二十日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

二六、五〇一、七四〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年六月二十六日

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

〔四三六〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

IC免許証追記端末等 十五式

二 借入期間

平成二十八年一月一日から平成三十二年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山市北区御津中山四四四番地三

四 落札者を決定した日

平成二十七年九月十日

五 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

一月当たり一、一二〇、九八六円（うち消費税額及び地方消費税の額八三、〇三六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年七月十四日

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

〔四三七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

二 借入期間

平成二十七年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所

岡山市北区富田町一丁目三番二号

四 落札者を決定した日

平成二十七年九月十七日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり五五二、三一二円（うち消費税額及び地方消費税の額四〇、九一二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年七月二十四日

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県公安委員会告示第百八十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年十月三十日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十八年一月十九日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田三二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十八年一月二十六日（火）	午前九時		
平成二十八年二月十六日（火）	午前九時		
平成二十八年二月二十三日（火）	午前九時		
平成二十八年三月八日（火）	午前九時		
平成二十八年三月二十二日（火）	午前九時		

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前まで

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

◎岡山県公安委員会告示第百八十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年十月三十日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
平成二十八年一月四日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十八年一月七日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十八年一月十一日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十八年一月十三日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十八年一月十八日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十八年一月二十五日(月)	午前十時		

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

平成二十八年二月二十七日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年二月一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年二月八日(月) 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年二月十日(水) 午後一時	
平成二十八年二月十五日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年二月十八日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年二月二十二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年二月二十四日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年二月二十九日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年三月七日(月) 午前十時	

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

平成二十八年三月八日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年三月十四日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場
平成二十八年三月十八日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年三月二十一日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場
平成二十八年三月二十三日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年三月二十八日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場
平成二十八年二月二十一日（木） 午後一時	備前市大内一〇〇四ー二 備前射撃場
平成二十八年二月十八日（木） 午後一時	

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

平成二十八年三月十六日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年三月十七日（木） 午後一時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十八年三月十八日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年三月二十三日（水） 午前九時	
平成二十八年三月二十五日（金） 午前九時	
平成二十八年三月二十八日（月） 午前九時	
平成二十八年三月三十日（水） 午前九時	

3 スキート射撃（クレーがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十八年一月七日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十八年一月八日（金）	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

午前十時	平成二十八年一月十三日(水) 午後一時	平成二十八年一月十五日(金) 午前十時	平成二十八年一月二十二日(金) 午前十時	平成二十八年一月二十七日(水) 午後一時	平成二十八年一月二十九日(金) 午前十時	平成二十八年二月五日(金) 午前十時	平成二十八年二月十日(水) 午後一時	平成二十八年二月十二日(金) 午前十時	平成二十八年二月十八日(木) 午後一時	平成二十八年二月十九日(金)
倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成27年10月30日 岡山県公報 第11732号

三
受講手続

午前十時	平成二十八年二月二十四日(水)	岡山県クレイ射撃場	倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十八年二月二十六日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十八年三月四日(金)	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
午後一時	平成二十八年三月八日(火)	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成二十八年三月十一日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十八年三月十八日(金)	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成二十八年三月十八日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十八年三月二十三日(水)	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成二十八年三月二十五日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。